

参考資料

「まちづくりGX」について

3) 都市の緑地に関する国交省における取組

緑の基本計画の概要

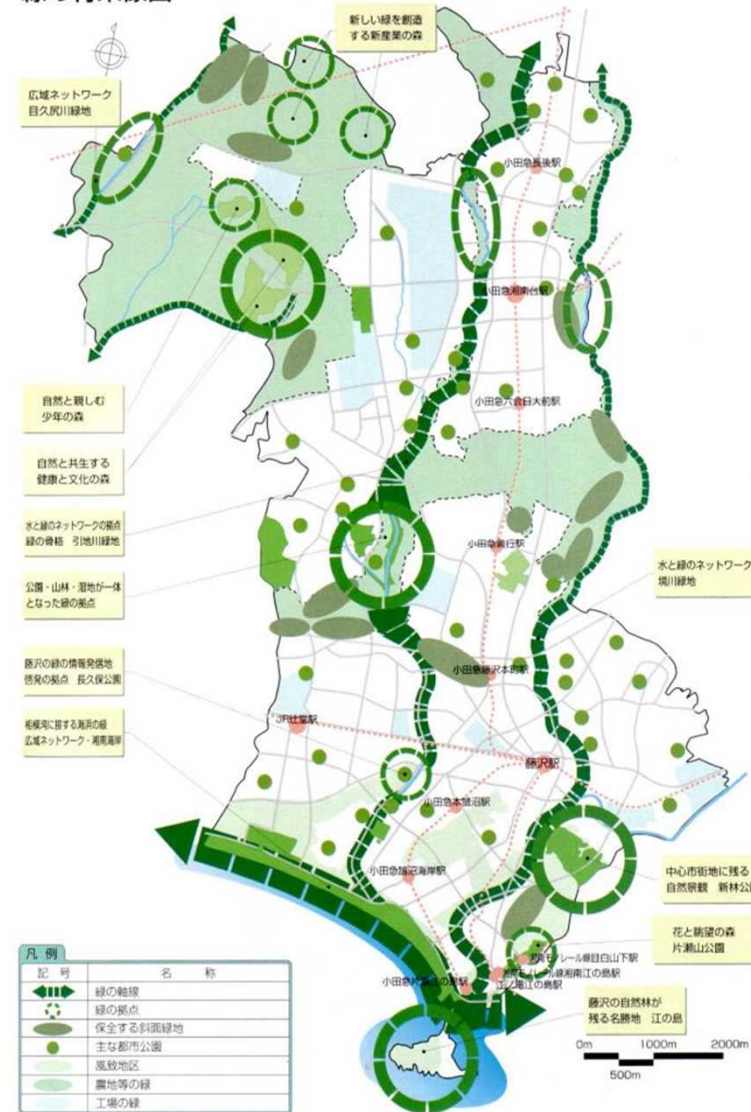
○都市緑地法第4条に基づき、都市公園の整備、緑地の保全、緑化の推進の総合的計画として市区町村が策定。

全国692市区町村で策定済。(令和2年度末現在)

策定率: 人口50万人以上の都市で100%、10万人以上の都市で9割超、都市計画区域を有する全市区町村の50.4%

都道府県	策定済みの市町村数	都市計画区域を有する市町村数に対する割合	都道府県	策定済みの市町村数	都市計画区域を有する市町村数に対する割合
北海道	45	45.5%	滋賀県	9	47.4%
青森県	8	28.6%	京都府	16	72.7%
岩手県	11	44.0%	大阪府	43	100.0%
宮城県	4	12.1%	兵庫県	29	74.4%
秋田県	4	23.5%	奈良県	14	50.0%
山形県	3	10.0%	和歌山県	3	13.0%
福島県	17	38.6%	鳥取県	2	15.4%
茨城県	13	29.5%	島根県	6	46.2%
栃木県	15	60.0%	岡山県	3	14.3%
群馬県	14	51.9%	広島県	16	80.0%
埼玉県	45	73.8%	山口県	12	70.6%
千葉県	30	62.5%	徳島県	5	35.7%
東京都	51	89.5%	香川県	2	12.5%
神奈川県	30	93.8%	愛媛県	9	52.9%
新潟県	4	16.0%	高知県	3	15.0%
富山県	14	93.3%	福岡県	26	51.0%
石川県	12	70.6%	佐賀県	4	25.0%
福井県	9	64.3%	長崎県	5	25.0%
山梨県	8	40.0%	熊本県	1	5.0%
長野県	20	45.5%	大分県	5	31.3%
岐阜県	14	36.8%	宮崎県	5	26.3%
静岡県	20	62.5%	鹿児島県	6	17.1%
愛知県	49	96.1%	沖縄県	15	71.4%
三重県	13	52.0%	合計	692	50.4%

緑の将来像図



藤沢市緑の基本計画

3) 都市の緑地に関する国交省における取組

特別緑地保全地区

- 都市の良好な自然的環境を形成している緑地を市町村(10ha以上かつ2以上の市町村にわたるものは都道府県)が都市計画に定め、開発行為等を許可制により規制し、現状凍結的に保全。
- 指定目的を達成できるものであれば、緑地の規模の大小や住民の利用に供するか否かに関わらず、指定可能。
- 開発行為等が不許可とされ、土地の利用に著しく支障をきたす場合、土地所有者の申し出により、地方公共団体等が買入れを実施。

○指定対象となる土地の区域の要件

以下のいずれかに該当する土地の区域

- ・ 無秩序な市街地化、公害又は災害の防止等必要な遮断地帯、緩衝地帯、避難地帯
- ・ 雨水貯留浸透地帯(雨水を一時的に貯留し又は地下に浸透させることにより浸水による被害を防止する機能を有する土地の区域)
- ・ 伝統的又は文化的意義を有するもの
- ・ 優れた風致又は景観、かつ、住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの
- ・ 動植物の生息地又は生育地として適正に保全する必要、かつ、住民の健全な生活環境を確保するため必要なもの

○支援措置

- ・ 土地の買入れ(補助率1/3)、
- ・ 保全利用施設の整備(補助率1/2)等に交付金を交付

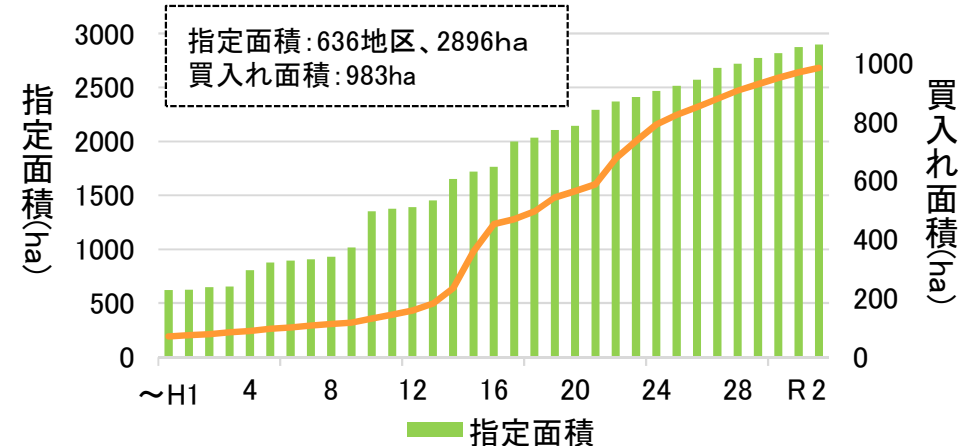
○税制措置

- ・ 固定資産税や相続税(山林・原野・立木)の減免
- ・ 地方公共団体等が土地を買い入れる際、譲渡所得税の2000万円控除等



動植物の生育・生息地の保全を目的とした緑地保全
鈴木町一丁目特別緑地保全地区
(東京都小平市)

特別緑地保全地区の指定面積(棒グラフ)・買入れ面積(折れ線)の累計



○ 緑化地域は、緑が不足している市街地などにおいて、市町村が緑化地域を都市計画に定めることにより、敷地面積の一定割合以上の緑化を義務付けることができる制度(建築基準関係規定)

対象区域 : 用途地域内で良好な都市環境の形成に必要な緑地が不足している地域

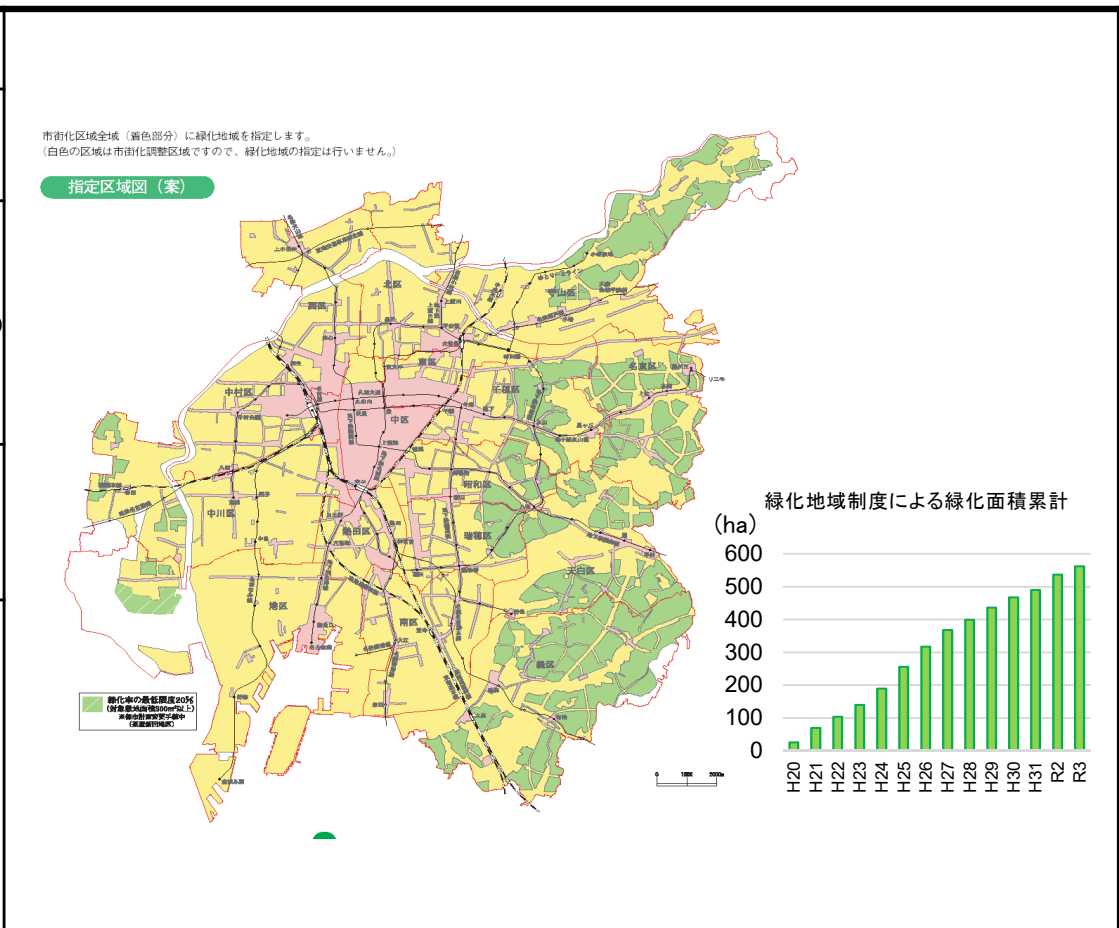
規制の対象 : 敷地面積が1,000㎡以上(条例で300㎡まで引き下げ可能)の建築物の新築・増築

規制の内容 : 建築敷地の緑化率を、都市計画に定める緑化率の最低限度以上とすることを義務付け(建築の完了検査の対象)

※都市計画に定める緑化率の最低限度の上限:「敷地面積の25%」

指定状況 : 4地区(名古屋市・横浜市・世田谷区・豊田市)、約60,645ha(令和2年度末現在)

名古屋市の適用事例	
対象区域(都市計画)	市街化区域の全域約30,258ヘクタールを指定
緑化率の最低限度(都市計画)	建ぺい率の最高限度が ○50%以下の区域:敷地面積の20%以上 ○50%を超え60%以下の区域:敷地面積の15%以上 ○60%を超える区域:敷地面積の10%以上
対象となる敷地面積の規模(条例)	・敷地面積300㎡以上 ※ただし建ぺい率の最高限度が60%を超える区域については、500㎡以上
<p>※防火地域の指定区域内で耐火建築物を建築する場合等は、緑化地域の規制の適用が除外されるので、「緑のまちづくり条例」により緑化を義務付け。高度利用地区において80%を超えて建ぺい率の限度が定められる場合も同様。緑化率の最低限度は10%、対象となる敷地面積は500㎡以上。</p> <p>※市街化調整区域は「緑のまちづくり条例」により1,000㎡以上の敷地に建築する場合、敷地面積の20%以上の緑化を義務付け</p>	



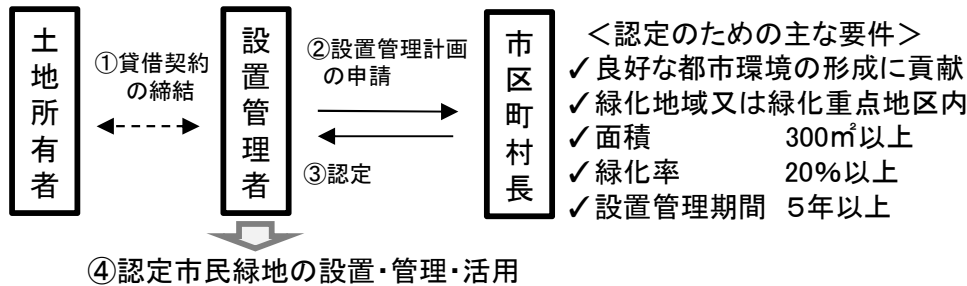
3) 都市の緑地に関する国交省における取組

市民緑地認定制度

- 都市部において、良好な都市環境の形成に不可欠な緑地・オープンスペースが未だ不足している地域が存在。
 - 地方公共団体による都市公園整備には財政的制約が大きくなる中で、都市内で使い道が失われた空き地等が増加。
 - NPO法人や企業等の民間主体が、空き地等を公園と同等の空間として活用する市民緑地認定制度を創設(H29)。
- ※市民緑地は、都市公園と同等の機能を果たすものとして、住民一人当たりの都市公園の敷地面積に算定可能

制度概要

民間主体が、設置管理計画を作成し、市区町村長の認定を受けて、空き地等を地域住民が利用できる緑地(認定市民緑地)として設置管理する制度



支援措置

税制 土地に係る**固定資産税・都市計画税の軽減**
 ～R5.3月末 [3年間 原則1/3軽減(1/2～1/6で条例で規定)]

- 税制措置要件の概要
- ・みどり法人※1が設置管理する土地(無償貸付又は自己保有に限る)
 - ・認定市民緑地の土地及び当該土地と一体となって管理又は使用されている土地が一定用途※2以外の用途に供する家屋の敷地の用に供されていないこと。
- ※1)都市緑地法第69条に規定する緑地保全・緑化推進法人
 ※2)住宅、学校、子ども園、老人ホーム、福祉ホーム、保育所、児童福祉施設、診療所、病院、公衆便所、工場、倉庫

社会資本整備総合交付金 [市民緑地等整備事業(国費率最大1/3)]

植栽、ベンチ等の施設整備に対する補助

- ・みどり法人又は都市再生推進法人が設置管理計画に基づき実施
- ・設置管理期間：10年以上
- ・緑の基本計画に都市公園の不足する地域の定めがあり、当該地域に設置されるもの
- ・緑の基本計画に概ねの位置及び施設の種類の記載されているもの



千葉県柏市

設置管理主体：NPO法人
 設置管理計画：H29.11.15認定
 面積：約500㎡
 管理期間：10年間
 軽減率：1/2



東京都墨田区

土地所有者：宗教法人
 設置管理主体：NPO法人
 面積：約600㎡
 土地内の家屋の用途：倉庫
 認定見込み時期：令和4年度

活用イメージ



病院や学校の緑地を公開
 病院や学校の敷地内に緑豊かで癒される緑の空間を一般に開放。



工場の緑地を公開
 工場の緑地に散策路等を整備し、市民に親しまれる広場として開放。

緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)制度

○財政面・人員面の制約から、地方公共団体が自ら緑地を買い取り又は借り受けて管理し、緑地の保全・整備を行うことは限界。
 ○一方、NPOや企業CSRによる緑地の保全・整備の取組が広がりつつあり、このような民間主体を公的に位置付け、社会的信用を高めるとともに、地方公共団体との連携を強化することで、民間主体による自発的な緑地の保全・整備の推進を図る。

みどり法人制度の拡充

○ 概要

名称	緑地保全・緑化推進法人(みどり法人)
指定権者	市区町村長
指定対象	<ul style="list-style-type: none"> ・一般社団法人 ・一般財団法人 ・NPO法人 ・その他の非営利法人(例:認可地縁団体) ・都市の緑地の保全及び緑化の推進を目的とする会社(例:まちづくり会社)

○ みどり法人として実施できる活動 (指定を受けた市区町村の区域内において活動)

- ・ 市民緑地の設置及び管理
- ・ 特別緑地保全区域内における管理協定に基づく緑地の管理
- ・ 都市計画区域内の緑地の買取り及び買い取った緑地の保全 等

○ 税制措置

- ・ 特別緑地保全地区内の土地を買い入れる場合、譲渡所得税の2,000万円控除等
- ・ 市民緑地契約を締結した場合、相続税が2割評価減(契約期間20年以上などの条件を満たす場合)
- ・ 管理協定を締結した場合、相続税が2割評価減(契約期間20年以上などの条件を満たす場合)

○ 指定状況 (合計15法人)

(令和2年度末現在)

都道府県	市区町村	名称
茨城県	つくば市	株式会社ブレイスメイキング研究所
埼玉県	さいたま市	中川自治会(認可地縁団体)
		片倉工業株式会社
千葉県	柏市	NPO法人 urban design partners balloon
		一般社団法人柏しみどりの基金
東京都	千代田区	公益財団法人 東京都公園協会
		三菱地所株式会社
		住友商事株式会社
	世田谷区	一般財団法人 世田谷トラストまちづくり
神奈川県		公益財団法人 神奈川県公園協会
愛知県	名古屋市	公益財団法人 名古屋市みどりの協会
		株式会社ノリタケカンパニーリミテド
大阪府	泉佐野市	一般財団法人 泉佐野市公園緑化協会
愛媛県	西条市	株式会社アドバンテック
兵庫県	神戸市	ミズノスポーツサービス株式会社

＜みどり法人による緑地の設置・管理イメージ＞

※ 従前、都道府県知事から指定を受けていた緑地管理機構は、施行日においてその業務を行う住所地の市区町村長から指定を受けたみどり法人とみなす

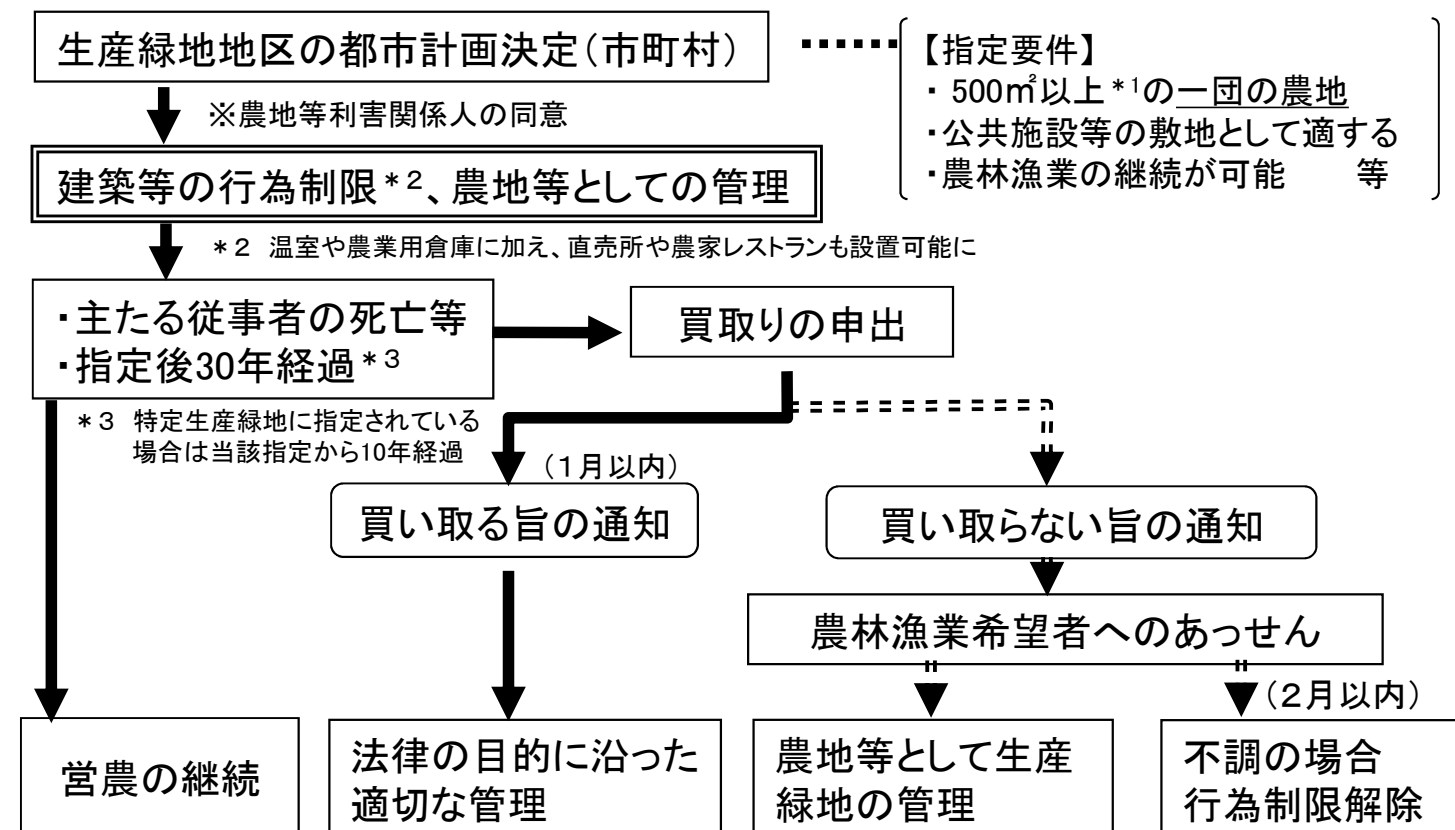


生産緑地制度

- 市街化区域内の農地で、良好な生活環境の確保に効用があり、公共施設等の敷地として適している500㎡以上*1の農地を都市計画に定め、建築行為等を許可制により規制し、都市農地の計画的な保全を図る。
- 市街化区域農地は宅地並み課税がされるのに対し、生産緑地は軽減措置が講じられている。

*1 市区町村が条例を定めれば、面積要件を300㎡まで引き下げることが可能。

< 手続の流れ >



<実績>
58,315地区、11,967ha
(R3.12.31現在)

< 生産緑地地区の例 >



< 税制措置 > 括弧書きは、三大都市圏特定市の市街化区域農地の税制

- ・ 固定資産税が**農地課税** (生産緑地以外は**宅地並み課税**)
- ・ 相続税の納税猶予制度が**適用** (生産緑地以外は**適用なし**)

※特定生産緑地として指定されなかった場合等は適用なし

2027年国際園芸博覧会

- 2027年国際園芸博覧会は、「幸せを創る明日の風景」をテーマに、花や緑との関わりを通じ、自然と共生した持続可能で幸福感が深まる社会の創造を目的として開催。
- 本博覧会では、多様な屋内外の展示、コンペティション、行催事等を通じて、以下に取り組む。
 - ① 花・緑・農に関連した最新技術の国内外での共有による、SDGsの達成やグリーン社会の実現の推進
 - ② 国内の優れた花きの魅力や、日本庭園・いけばな等の文化の発信を通じた、花き園芸産業・造園業等の発展への貢献
 - ③ 花の名所や様々な庭園をはじめとする観光資源との全国的な連携を通じた、観光振興への貢献

開催概要

位置付け：最上位の国際園芸博覧会（A1）
 ※我が国では1990年の大阪花の万博以来の開催

開催場所：旧上瀬谷通信施設の一部（約100ha）
 （横浜市旭区・瀬谷区）

開催期間：2027年3月19日～9月26日
 （6か月間）

参加者数：1,500万人（ICT活用等の多様な参加形態含む）
 ※大阪花の万博では約2,300万人が来場

会場建設費：約320億円

テーマ：幸せを創る明日の風景
 ～Scenery of the Future for Happiness～

開催者：一般社団法人
 2027年国際園芸博覧会協会
 ※園芸博法に基づき国が指定

開催場所・会場イメージ



相鉄線「瀬谷駅」から北に2km



新たな国土形成計画の基本的な考え方(主な構成要素イメージ)

計画期間

2050年さらにその先の長期を見据えつつ、今後概ね10年間(2023~2032年)

我が国国土が直面するリスクと構造的な変化

- 地域の持続性、安全・安心を脅かすリスクの高まり
- コロナ禍を経た暮らし方・働き方の変化
- 世界の中での日本の立ち位置の変化

〈ポイント〉

- ※直面する様々なリスクに関する危機感や社会経済の構造的な変化から見える新たな可能性について整理
- ※人口減少の加速化など、国土の刷新が求められる時代の転換点にあるとの認識を強調

目指す国土の姿

- デジタルとリアルの融合による活力ある国土づくり
- 巨大災害、気候危機、緊迫化する国際情勢に対応する安全・安心な国土づくり
- 世界に誇る多彩な自然と文化を育むグリーンな国土づくり

〈ポイント〉

- ※次世代に向けた希望の持てる計画の理念、ビジョンの提示(多様性、豊かさの捉え方等)
- ※分野横断的・統合的なビジョンの提示(デジタル、グリーン、暮らし方・働き方等)
- ※国土構造のあり方に関わる東京一極集中の是正やスーパー・メガリージョンの進化等についての位置づけを整理

国土の刷新に向けた重点テーマ(仮)

- デジタルとリアルが融合した地域生活圏の形成
(重層的な官民パートナーシップ、関係人口や女性活躍等の地域人材の確保・育成等)
- 持続可能な産業への構造転換
(脱炭素×災害リスク対応型産業への円滑な移行、地域産業の稼ぐ力の向上等)
- **グリーン国土の創造**
(地域の脱炭素化、自然資本の活用拡大等)
- 人口減少下の国土利用・管理
(地域管理構想の全国展開、国土管理DX等)

〈ポイント〉

- ※実効性ある計画とするための推進方策・体制の具体化
- ※横断的なテーマの位置づけを整理(地域人材のあり方、人々の活動を支える国土基盤のあり方等)

新たな山村価値の創造

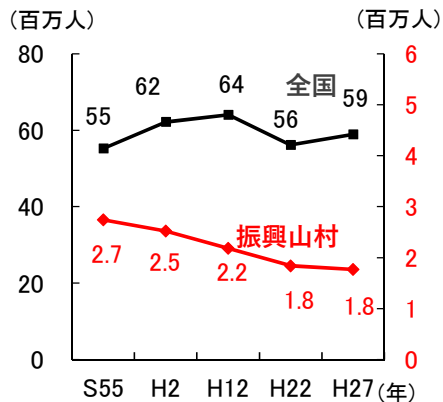
- 我が国の森林の約6割は山村に位置し、山村の住民(全人口の3%)がその管理を担っている中、過疎化・高齢化により就業人口が全国に先行して減少。一方、キャンプなどのアウトドアや自然豊かな地方での暮らしなど、山村をめぐる新たなニーズが高まりを見せている。
- 地域の林業・木材産業の成長発展に加え、広葉樹や特用林産物など地域資源の活用、里山における協働活動を通じた集落の維持・活性化、新たなニーズを捉えた森林サービス産業の推進による関係人口の拡大を推進。

振興山村の面積と人口

区分	振興山村	全国	対全国比
総面積 (万ha)	1,789	3,780	47%
林野面積 (万ha)	1,516	2,480	61%
人口 (万人)	360	12,709	3%
高齢化率 (%)	38.1	26.6	—

資料：総務省「平成27年国勢調査」、農林水産省「2015年農林業センサス」
 注1：林野面積とは、森林と森林以外の草生地を合わせたものをいう。
 注2：振興山村の高齢者数は農林水産省農村振興局で推計。
 注3：振興山村とは、林野率が高く、人口密度が低い地域で、産業基盤および生活環境の整備等が十分に行われていない山村について、山村振興法に基づき指定された区域。

就業人口の推移



資料：山村カード調査、国勢調査
 注：振興山村の就業人口は農林水産省農村振興局で推計

オートキャンプ参加人数の推移 (推定値)



資料：(一社)日本オートキャンプ協会「オートキャンプ白書2020」

山村振興に向けた対応方向

▶ 地域資源の活用

- ・地域の林業・木材産業の成長発展
- ・他産業との複合的な収入の確保
- ・森林サービス産業による就業機会の創出 など

事例 林業と福祉が連携した乾しいたけ生産の取組 (宮崎県高千穂町)

乾しいたけの加工及び販売会社と、社会福祉施設が連携して、しいたけの生産を開始。
 生産者の高齢化による人手不足の解消や、障がい者の収入増に貢献。



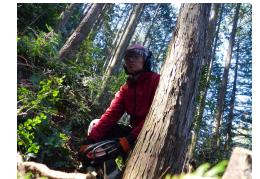
しいたけの植菌作業の様子

▶ 集落の維持・活性化

- ・里山林の保全管理・利用など協働活動の促進
- ・緑の雇用事業や地域おこし協力隊など様々な枠組みを活用した定住者の確保 など

事例 移住者による里山整備や地域活動の活発化 (高知県佐川町)

地域おこし協力隊をきっかけとした移住者が、自伐型林業に従事。
 林業や複業を通して地域住民と関わりを深め、里山を活用した地域イベント等を企画・運営。



地域おこし協力隊

▶ 関係人口の拡大

- ・森林環境教育による子供たちの理解・関心の向上
- ・宿泊型健康ツアーや自然共生型アウトドアパークなど新たなニーズを捉えた森林サービス産業の推進 など

事例 森林空間を活用した企業の健康経営支援 (山形県上市市)

住民の健康増進や交流人口拡大を目的に、森林を活用した健康ウォーキング、健康に配慮した食事、休養(温泉)に着目した取組を実施。
 宿泊型の保健指導プログラムにより都市部の企業の健康作りに協力。



森林内のウォーキングの様子

防火規制

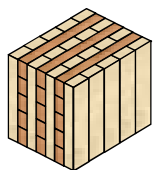
3000㎡超の大規模建築物の
全体の木造化の促進

(現行) 耐火構造とするか
3000㎡毎に耐火構造体(壁等)
で区画する必要あり

石こうボード
(木材を不燃材料で覆う必要)



新たな木造化方法の導入



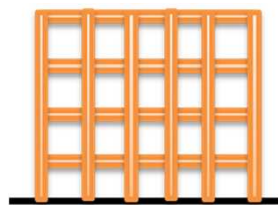
燃えしろ厚さの確保



燃焼後の太い柱

燃えしろ設計法
(大断面材の使用)

+



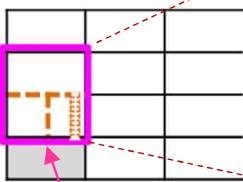
防火区画の強化

大規模建築物における
部分的な木造化の促進

(現行) 壁、柱、床などの全ての部位に例外なく一律の耐火性能※を要求

※建築物の階数や床面積等に応じて要求性能を規定

防火上他と区画された範囲の
木造化を可能に



高い耐火性能の壁・床
で区画された住戸等



メゾネット住戸内の部分
(中間床や壁・柱等)を木造化
【区画内での木造化】

低層部分の木造化の促進
(防火規制上、別棟扱い)

延焼を遮断する壁等を設ければ、
防火上別棟として扱い
低層部分※の木造化を可能に

※3階建ての事務所部分等



高層部分
(現行)
3階建ての低層部にも
階数4以上の防火規制を適用
延焼を遮断する壁等

低層部分
木造化を可能に

【その他】 階数に応じて要求される耐火性能基準の合理化 [政令・告示改正]
(例) 90分耐火性能等に対応可能な範囲を新たに規定 (現行は60分刻み (1時間、2時間 等))

構造規制

簡易な構造計算で建築可能な3階建て木造建築物の範囲を拡大

(現行) 高さ13m以下かつ軒高9m以下は、二級建築士でも設計できる簡易な構造
計算(許容応力度計算)で建築可能

簡易な構造計算の対象を高さ16m以下に拡大 ※建築士法も改正



【その他】 伝統構法を用いた小規模木造建築物等の構造計算の適合性を審査する手続きを合理化

その他

○建築基準法に基づくチェック対象の見直し

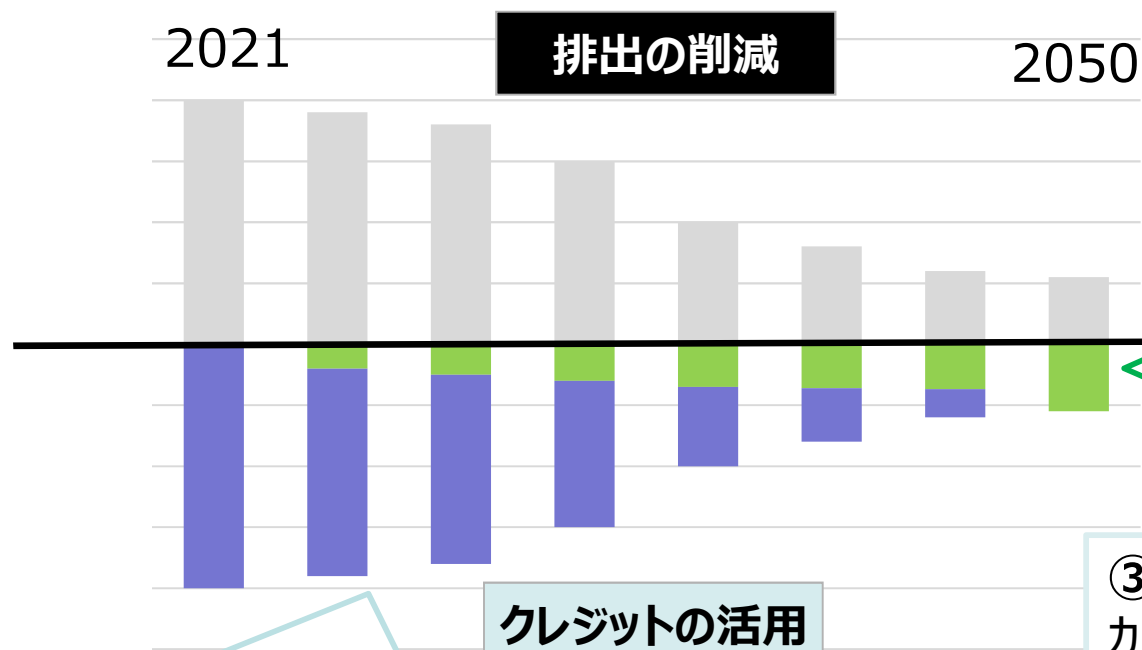
木造建築物に係る構造規定等の審査・検査対象を、現行の非木造建築物と揃える(省エネ基準を含め適合性をチェック)
⇒2階建ての木造住宅等を安心して取得できる環境を整備

○既存建築物の改修・転用を円滑化するため、既存不適格規制・採光規制を合理化

等

カーボン・クレジットの意義

○なぜ我が国のカーボンニュートラルに向けた取組としてカーボン・クレジットの活用が重要なのか、というカーボン・クレジット活用の意義について、①カーボンニュートラル達成時における役割、②カーボンニュートラルに向けた移行期における役割、③企業の行動変容を促すためのカーボンプライシングという三つの観点で整理できる。



①カーボンニュートラル達成期

我が国が目標として掲げる2050年のカーボンニュートラルとは、人為的なGHG排出量と人為的なGHG除去量が釣り合っている状態を意味しており、**GHG排出を行う主体と、炭素吸収・炭素除去を行う主体との間で、カーボン・クレジット取引が想定され、炭素吸収・炭素除去カーボン・クレジットの検討が重要。**

②カーボンニュートラルに向けた移行期

我が国の野心的な削減目標（2030年▲46%等）の達成に向けた取組も非常に重要であり、**広く様々な主体による排出削減の取組にインセンティブを与え、社会全体の幅広い取組の中でより限界削減費用が低い取組から削減を進めるといった経済合理性の観点も重要。**

③価格公示によるカーボンプライシング機能

カーボン・クレジットを通じて、排出削減・炭素吸収・炭素除去がされたことに価格が付与され、これらの売買を通じてそれぞれの取引量と取引価格の予見性が向上すれば、**多様なカーボン・クレジットの取引価格自体が、炭素削減・炭素吸収・炭素除去といったそれぞれの取組に対する国内における自主的かつ市場ベースのカーボンプライシングとして機能し、事業計画や政策立案においても参照することができる。**

2. 森林への都市の貢献へのあり方 J-クレジット制度について

Jクレジット制度 (<https://japancredit.go.jp/>) についてより抜粋

- 「プロジェクト実施後排出量」と「ベースライン排出量」の差分である排出削減量を、国が「J-クレジット」として認証する。
- 「ベースライン排出量」とは、仮にプロジェクトを実施しなかった場合に想定されるCO2排出量を指す。
※プロジェクト実施前に計測した排出量とは異なる。

